

奈良県告示第百九十三号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第九号）第三条第一項及び第四条第一項第三号の規定により、土地の区域及び建築物の用途を次のとおり指定した。

なお、関係書類を、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

奈良県知事 荒井正吾

市町村	土地の区域	建築物の用途の指定に係る土地の区域	建築物の用途
天理市	遠田町及び檜垣町の各一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号。以下「規則」という。）第三条第四号に掲げるものを除く。	遠田町及び檜垣町の各一部。ただし、規則第三条第四号に掲げるものを除く。	規則第六条第二号に掲げる建築物の用途